平成２８年（フ）第１９６７号
大阪市東淀川区東中島２丁目24番24―711号
債務者　森川　啓義
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１６２号
大阪府摂津市別府３丁目８番２―309号、前住所大阪府茨木市沢良宜浜２丁目５番11号
債務者　阪谷　光男
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２０６号
大阪市生野区勝山北５丁目15番９号　レオパレス大池橋　403
債務者　足立　孝平
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３１号
大阪府摂津市鶴野２丁目７番20―301号
債務者　高橋　淳子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３４号
大阪市福島区福島３丁目１番49―805号
債務者　宮崎みゆきこと　宮﨑みゆき
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３６４号
大阪府大東市北条４丁目15番14号
債務者　武藤　茂広
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３６８号
大阪市浪速区塩草３丁目11番９―511号
債務者　小手川雄大
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４３４号
大阪府高槻市北大樋町13番10号、前住所大阪府東大阪市衣摺３丁目22番21号　202号
債務者　槝之浦由美子（旧姓糸数）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６４８号
大阪府寝屋川市美井元町19番１―303号
債務者　北村　貴弘
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７２９号
大阪府交野市私部２丁目11番30―103号、前住所大阪府枚方市甲斐田新町51番７号
債務者　齋藤　優妃
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８４９号
大阪府守口市大久保町１丁目37番６号
債務者　土井　崇司
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４９号
さいたま市北区吉野町１丁目375番地１　オークランドＢ―５
債務者　長谷川　浩
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
埼玉県坂戸市大字石井1773番地３
債務者　伊藤亜希子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３号
北海道中川郡美深町字美深812番地
債務者　古宮　哲也
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２８年（フ）第２８号
青森県上北郡おいらせ町新田23番地３
債務者　堀切川智治
1　決定年月日時　平成28年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第９８３号
札幌市東区北37条東14丁目１番19―101号
債務者　里口奈穂子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９６号
札幌市北区北27条西２丁目１番20号　ドルフィンＡ201号
債務者　中元　美喜（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成１００４号
札幌市東区北26条東18丁目８番20号　グランベルサ１―302号
債務者　門田めぐみ
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部